

## 泡瀬干瀉の開発は違法である

2012年8月15日

法政大学法学部教授

五十嵐 敬 喜



はじめに

公共事業とは国民の税金を使い、国民の生活全体の向上に役立てるという事業である。公共事業には、今回のような埋立てだけでなく、道路、ダム、鉄道・新幹線など大型公共事業から、水道、下水道、電気・ガスなどのインフラ、あるいは役所、病院、図書館などの箱もの、そしてごみ処分場や公園など様々なものがあるが、それらすべてに共通する原則がある。その原則を確認することは、本件事業の評価にあたって必要であり、また有益であると考えられる。

#### 第一 公共事業の原則

公共事業は国民生活にとっていずれも不可欠なものであり、極端に言えば、現代社会ではそれ無しには人々は生きていけない。1960年代の法政大学政治学の松下圭一教授によって提起された「シビルミニマム論」は、日本社会の都市化・近代化、あるいはその背景にある人口の増大に伴って、必要不可欠な公共事業整備の要請を人々の現代的な都市生活の観点から計画しようというものであった。しかしその意味はその約50年後の2000年代になって相当に変化した。そのいくつかを指摘しておく。

1 シビルミニマムという質的にも量的にも最低限のレベルの確保という状態は過ぎて、今やいずれの事業も量的には充足され、質の充実が要請されるようになって来ている。

2 日本社会の少子・高齢化（別図1）により、これまでのような無限大・右上がりの人口増（それに伴う経済や産業の発展）を前提とした計画は成立しない。少子・高齢化の時代になって多くの事業は無益なものとなり、新規事業を起こすよりも従来のインフラの維持保全が必要となる。

3 日本の財政状況は、かつてないほど悪化している（別図2）。したがってこれまでのようにいわば無限大に投資をすることはできず、最小限の費用で最大の効果をあげなければならない。

4 どのような事業がどの程度必要かは国や自治体などの「行政」だけで決定してはならず、情報公開の上で国民の参加によって決めなければならない。最近の調査によれば、国民は公共事業による便利さや快適さの拡大よりも、社会保障・介護を含む生活の安定を強く望むようになっている。

## 第二 評価基準の策定

このような公共事業の変化に伴って、上記のような流れを具体化するものの一つとして「政策評価」の質の発展がある。裁判所が公共事業の「違法・合法」性を判断するにあたって、この政策評価は重要な、また欠かせない一つの判断基準となる。そしてこの政策評価には歴史があり、のちに見るような政策評価はその到達点である。

### 一、国の政策評価の流れ

#### 1 時のアセスメント

アメリカの「サンセット法」を参考にした北海道の「時のアセスメント」（1997年）は、「時間」という客観的な物差しによって「無駄な公共事業」を整理しようというものである。

- ① 事業採択後5年たっても事業に着手されないもの
- ② 完成予定を20年以上たっても未完成
- ③ 現在休止（凍結）中
- ④ 実施計画調査着手後10年たっても未採択

のいずれかに該当する事業は、基本的に中止を前提として抜本的に見直すというものであった。

この「時のアセスメント」は北海道の苫小牧東部地区第1工業用水道事業、松倉ダム、白老ダム、トマムダムなどのほか多くの事業に適用され、当該事業が中止された。本件事業の「時間」の長さもこの観点から見直されるべきものがある。

#### 2 橋本行政改革

自治体の改革は財政危機に苦しむ政府を刺激した。北海道の斬新で合理的なアイデアに、当時の橋本龍太郎内閣が飛びつき、これを国レベルの政策手法として構築しようとした。

第1は「行政改革」である。このなかで公共事業は「縦割り行政」の弊害が多いとして、従来の建設省、運輸省、国土庁、そして北海道開発庁が統合され、新たに「国土交通省」が発足した（2001年）。その後北海道開発庁は廃止されたが、沖縄は依然としてさまざまな理由からいわば「独立王国」並みの体制となっているが、このままでよいか否かそろそろ検討の時期といえるだろう。

第2は1の北海道の「時のアセスメント」を各省にも採り入れるというものであり、建設省をはじめとして各省が「公共事業再評価実施要綱」を策定し、これが次に見るようなさまざまな評価手法の土台となっていく。

そして第3が「財政構造改革の推進に関する特別措置法」（財政構造改革法、1997年）であり、「2003年までに赤字国債からの脱却を目指す」として、公共事業費の毎年7%ずつの削減、5カ年計画の7カ年計画への延長、補助金の10%カットなどを定めた。こ

の法律は残念ながら執行されなかったが、この思想と手法は周知のように小泉内閣時代の「市場主義」、あるいは民主党政権初期の「公共事業の削減」（コンクリートから人へ）に継続された。2011年の東日本大震災の発生によって、「危機管理」の名目で一部公共事業の復活が始まったが、基本的には公共事業は削減傾向にある。

### 3 政策評価法

これら一連の改革の中から次第に政策評価が定式化（各省庁、自治体などの実験を踏まえて）され、これを「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（2001年）が集約化した。この法律は、「行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない」（第3条第1項）というものであり、この法律を上位法として、各省庁はこれを具体化すべく様々な基準を定めていった。例えば国土交通省は「公共事業評価の基本的考え方」（2002年）（注1）という学識経験者の答申を基に、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」（2003年）などを制定したのがそれである。

なお、沖縄県にかかわる公共事業は「内閣府本府政策評価基本計画」（2011年4月1日総理大臣決定）によって定められ、平成23年の基本計画では、前記「政策評価法の必要性、効率性または有効性」などについて、以下のように具体化された。

#### ① 必要性

政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかを明らかにする。

#### ② 効率性

政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにする。

#### ③ 有効性

得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにする。

#### ④ 公平性

行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配さ

れるものとなっているか明らかにする。

⑤ 優先性

他の観点を踏まえて当該政策が他の政策よりも優先すべきかを明らかにする。

⑥ 関係部局間の連携

当該政策について、関係部局間における十分な連携が図られた上で実施されたものかを明らかにする。

⑦ 他の評価スキームとの連携

「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）等の他の評価スキームとも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することにより、それぞれの機能を十分に発揮させていくことにする。

⑧ 政策評価の政策への反映

当該政策を実施するに当たり、過去に実施した政策評価で判明した課題への対応が十分図られているかを明らかにする  
となっている。

(注1)国土交通省「公共事業評価の基本的考え方」(公共事業評価システム研究会2002年8月)

公共事業評価に携る者の基本姿勢

公共事業評価に携る者は、評価に際し、次のことを常に心がけなければならない。

(1) 真に国民の立場に立って高い理想と厳しい姿勢を持つ。

(2) 評価に用いた手法及びデータ並びに評価結果は積極的に公表しアカウンタビリティの向上に資するとともに、種々の批判に対して真摯に応える。

(3) 公共事業評価は、現在の科学的知見を駆使して行うものであるが科学的知見には限界があること、及び、現世代の価値観に基づくものであり、将来世代の価値観を反映したものではないことを認識し、評価手法の精度や信頼性に留意する

(4) 評価に必要な知識、技術の蓄積と向上を図るとともに、国民とのコミュニケーションを通じ、その改善に向けた不断の努力を行う。

## 二 自治体の政策評価の流れ

これら政府の対策に従い、各地方自治体もそれぞれ「政策評価」を定めるようになった。例えば沖縄県では次のようになっている。

### 沖縄県政策評価

沖縄県では、行政運営の重点的・効率的な展開への反映と県民視点に立った成果重視の県政を推進することを目的に、施策の成果について、客観的指標により検証・評価し、その結果を公表しています(沖縄県企画部企画調整課ホームページ)。

<施策評価>

沖縄県は、沖縄振興計画の実施計画として、11の分野別計画を策定しております。

各計画においては、行政活動の基本的な方針（政策目標）を実現するための具体的な方針（施策）を設定し毎年度、前年度に取り組んだ施策について評価を実施するとともに、同結果等を踏まえ、次年度に優先的に取り組むべき施策を示しております。

それらは、沖縄県知事を議長とする「沖縄振興推進委員会」で審議され、了承を受けます。

#### <評価の方法等>

各分野別計画を所管する部・委員会が、前年度に取り組んだ施策について自己評価を行うとともに、次年度の施策展開方針、必要な行政資源、効果見通しを示します。

評価は、3つの評価項目に点数を付け、その合計点数を区分し、評価結果とします。

(評価の区分等)

8点：A（妥当） 7～6点：B（ほぼ妥当） 5～4点：C（一部見直し） 3点以下：D（全面見直し）

評価項目

- ① 県が関与する必要性（0～2点）
- ② 分野別計画どおりに施策展開に取り組んだか（0～2点）
- ③ 成果指標（施策効果）の達成状況（0～4点）

### 三 その他一般法への反映

上記の1と2は、政策評価法に関する一般法と特別法、そして国と自治体の関係の視点から分類し整理したものであるが、さらにこれとは別に、環境保護の観点から「環境アセスメント法」、あるいは埋立てによる障害の発生に対処するための「公有水面埋立法」などの評価と規制が行われている（注2）。

そこでこれらの法律、計画あるいは要綱などを全体としてみると、おおよそ政策を決定し実行するためには、①必要性、②効率性、③有効性、④公平性、⑤優先性、⑥関係部局との連携、⑦他の評価スキームとの連携、⑧政策評価の政策への反映等の観点から政策が評価され、これに合格しなければ政策は実行できない。特に、この中で数値化が可能なものについては費用対効果B/Cとしてあらわし、必ずしも数値化が適当ではない、または不可能なものについては優先順位とポイントなどをあてていく。この場合、勿論便益だけでなく環境破壊などのマイナス効果なども考慮するというのが定式化された手法だとみることができる。

(注2) 公有水面埋立法第4条は、「都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スルト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ 免許ヲ為スコトヲ得ズ

- 一 国土利用上適正且合理的ナルコト
- 二 其ノ埋立ガ環境保護及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト

三 埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト

四 埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト

五 第二条第三項第四号ノ埋立ニ在リテハ出願人ガ公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナルコト並埋立地ノ処分方法及予対価ノ額ガ適正ナルコト」

と規定している。

### 第三 本件事業と政策評価をめぐる争点

そこでこの「定式」に基づいて本件事業を評価していくと次のようになる。

#### 一 本件の開発計画

本件は沖縄本島中南部の東海岸に位置し、北の勝連半島と南の知念岬に囲まれた天然の湾形を有し、港湾区域約2万4000ヘクタールの海域を有する湾港の中の、泡瀬地区（中城湾港の北部に存し、沖縄本島中部に存する沖縄県第二の都市である沖縄市の東部に位置している）で行われる事業である。ここは、海藻草類、底生生物及びトカゲハゼ等の生息・生育の場となっているとともに、干潮時には多くのシギ・チドリ類、サギ類等が飛来し、良好な採餌、休憩の場ともなっている。

##### 1. 第一期計画と裁判所の判決

本件事業は過去にも計画されている。第1回目の計画は、第I区域と第II区域の二つの計画区域からなっていたが、周知のように、これについては那覇地裁と福岡高裁那覇支部の判決とも「違法」と判断した。今回の第2回目の計画はこの判決を受けて、第1回目の開発計画のうち、第II区域の開発を中止し、第I区域の再構成を図るものである、このように双方は異なる計画となったが、共通性もある。そこで第1回目の開発計画と第2回目の開発計画の比較を行っておきたい。

#### 中城湾港泡瀬地区公有水面埋立事業

	第一回事業計画	第二回本件事業計画
埋立事業事業者	国及び県	国及び県
埋立面積	国：約178ha 県：約9.2ha 埋立て完了後、県は約55haを国から管理委託を受け、残部を買い受けて約90haを沖縄市に、残部を民間に売却する計画である。	国：約86ha 県：約9ha 埋立て完了後、国管理部分を除いて県が購入してインフラ整備をし、約58haを沖縄市が購入し、そのうち約34haを民間に売却、賃貸する計画である。
事業費	国：約308億円	国：約332億円

	県：約 181 億円	県：約 60.4 億円
--	------------	-------------

東部海浜開発事業

事業内容	埋立てられた土地約 90ha を市が県から購入し、県と共にマリーナ・リゾートを建設する。	埋立てられた土地約 58ha を市が県から購入し、県と共にマリーナ・リゾートを建設する。
事業目的	宿泊施設、商業施設、人工ビーチ、野鳥園、埠頭等の建設により国際交流や海洋性レクリエーション活動の拠点、地域における情報、教育、文化の拠点とする。	宿泊施設、商業施設、人工ビーチ、野鳥園、埠頭等の建設によりスポーツコンベンションの拠点とする。
事業費		インフラ・上物整備 県：約 246 億円 市：約 150 億円 土地購入代金 県：約 81 億円 市：約 112 億円

二 本件事業の政策評価と疑問

この第 2 回目の計画である本件事業は、先の定式からみてどのように評価されるか。とりあえずこの定式化の最も大きな争点の一つである「観光客の推移」とそれによる「経済効果」についてみると、次のようになっていた。被告は表のように主張し、これに対し沖縄国際大学の友知政樹准教授の「泡瀬干潟埋立事業における土地利用計画に関する入域観光客数等の需要予測および生産誘発額等の予測に関する非合理性について」は疑問を提起している（その詳細は、特に被告の情報不開示もあって、未だ確定しがたい点もあるが）。

友知意見書と沖縄市の予測の比較表

	沖縄市	友知意見
2018 年（事業完成目標年度）の沖縄県入域観光客数の推計（予測）	1986 年から 2008 年までの沖縄県入域観光客数の実績をもとに 850 万人と推計	1986 年から 2008 年までの沖縄県入域観光客数が概ね右肩上がりであったので、その後も同じく右肩上がりであろうという「合理的な根拠が全くない前提」のもとには

	<p>数式 <math>Y=0.1919X+13.238X+201.72</math></p>	<p>じき出された希望的観測値あるいは妄想値といっても過言ではなく、合理的ではない。</p> <p>この数式にはXの二乗の項が存在するので、右肩上がりどころではなく、激しく増加することを意味する。</p> <p>統計学・計量経済学では、未知の数値を求めることを推計ではなく予測と呼ぶ。この場合、沖縄県入域観光客数の変動に影響を与えるであろう説明変数(経済状況、航空運賃、社会情勢その他)を見極め、その説明変数の変化に連動し入域観光客数に連動し入域観光客数がどのように変動するかを規定する回帰モデルを作成し、そのモデルの妥当性を既知のデータ(実績値)から検討した上で(実際のデータを用い統計的に仮説=モデルを検定した上で)はじめて予測値を求めるという手続を取る。</p> <p>沖縄市による 2018 年の沖縄県入域観光客数の推計(予測)は基本的な手続が一切なく非科学的であり恣意的である。</p>
<p>2018 年の観光客数などの推計</p>	<p>沖縄県入域観光客数=850 万人に基づく、</p> <p>中部地域入域観光客数=301 万人</p> <p>中部東海岸地域入域観光客数=128 万人</p> <p>沖縄市入域観光客数=約 68 万人</p> <p>東部海浜開発地区入域観光客数=約 41 万人</p> <p>これらに基づき算出された需要予測</p>	<p>これら予測値はいずれも誤りで、希望的観測値あるいは妄想値であり、合理的であるとは全く言えない。</p>



	<p>         沖縄市宿泊人数＝約 25.1 万人          沖縄市宿泊需要＝約 68.0 万泊          東部海浜新規宿泊需要＝約 35.1 万泊          同新規宿泊需要数＝約 13.0 万人          同入域観光客の買い物需要＝約 10.9 万人          同飲食需要＝約 26.7 万人          同スポーツ需要＝約 0.5 万人          同展示施設需要＝約 7.6 万人          同交流施設需要＝約 3.7 万人          同ビーチ需要＝約 10.3 万人          同野鳥園需要＝約 9.8 万人          同保養・休養需要＝約 9.5 万人          同フィットネス需要＝約 12.8 万人          同マリナー＝約 0.2 万人          同小型船だまり需要＝約 4.9 万人       </p>	
	<p>         沖縄市立寄率ならびに東部海浜開発地区立寄率を使用して算出した          沖縄市入域観光客数＝約 68 万人          東部海浜開発地区入域観光客数＝約 41 万人       </p>	<p>         沖縄市立寄率ならびに東部海浜開発地区立寄率は、統計学・計量経済学的観点から検討するレベル以前の問題で非科学的、恣意的、非合理的       </p>
	<p>         産業連関分析を用いた生産誘発額等の経済波及効果に関する予測       </p>	<p>         産業連関分析は多くの場合、イベント等を行った後に、それがどれだけの経済効果（生産誘発等の波及効果など）をもたらしたかを実績値をもとに算出する際に用いられる。インプットとして用いられるのは実績値であり、それを基にアウトプットとしての経済効果等が算出される。          本事業においてはそもそもインプットの数値が、予定された民間企業が進出して施設がすべて稼働して就業者数が「あること」を前提とした仮定の値であるので、アウ       </p>

		<p>トブットの数値も仮定の経済効果である。</p> <p>この前提について十分な説明がなされない限り求められた経済効果は希望的観測値あるいは妄想値である。</p>
東部海浜開発事業による効果について	<p>約 1350 人の雇用が創出されるとともに、10 年間で約 1490 億円の生産誘発と約 21 億円の市税増収が見込まれる。</p>	
東部海浜開発事業による課題解決への効果	<p>① 新たな開発用地の創出 (約 5km の新たな海岸線の創出)</p> <p>② 沖縄市にないビーチの創出 (県内最大の約 900m の市街地近接人工ビーチ)</p> <p>③ 中城湾の静穏な海と豊かな環境の活用 (マリンスポーツや環境学習、エコツーリズム)</p> <p>④ 建設投資額 (約 1020 億円) に対する 1.6 倍 (約 1600 億円) の生産誘発効果</p> <p>⑤ 約 1900 人の雇用の創出 (市民の雇用が約 1350 万人創出され、失業率が約 2.4% 改善)</p> <p>⑥ 稼働後は年間約 149 億円の新たな生産の誘発 (市の純生産の 7.5%)</p> <p>⑦ 年間約 2.1 億円の税収増による沖縄市財政への寄与 (市税の約 1.8%)</p> <p>⑧ スポーツコンベンションシティの推進による年間延べ約 330 万人の新たな交流の創出</p> <p>⑨ コザ運動公園や県総合運動公園などとの連携による回遊性を創出し、観光客の多様なニーズに</p>	

	<p>応える</p> <p>⑩ 県内随一のスポーツ拠点の形成</p> <p>⑪ スポーツを中心とした新たな娯楽の提供</p> <p>⑫ 高齢化にも対応した健康づくりの拠点形成</p>	
<p>沖縄市の財政への影響</p>	<p>総事業費 1097 億円(国 332 億円、県 306 億円、市 262 億円、民間 197 億円)、新港地区浚渫費が別途 357 億円</p> <p>事業期間 30 年間での全体収支では約 67 億円の市負担が想定されるが、実質公債負担比率の最大値は 15.8% (リスクケースでも 16.0%) であり、財政指標でみる市財政の健全性は確保できる。</p> <p>市の投資規模は約 177 億円(起債利息含む。土地購入費 99 億円、インフラ整備費 32 億円、公共施設整備費 46 億円。補助事業の積極的導入により市の負担軽減を図る)、民間への用地売却等により土地購入費及びインフラ整備費等の回収を図る(進出企業が目途がついた時点で土地を購入することで、土地購入によるリスク回避が図られる。健康医療施設用地及び商業施設用地は定期借地権方式を想定)。</p> <p>年額 2.1 億円余の税収増による市財政への寄与(施設運営費を上回る税収効果を見込む)</p>	<p>稼働時 30 年間で約 67 億円の赤字であるから、年間約 2.2 億円の赤字である。しかしこの数字も間違っている。</p>

### 第三 鑑定人の意見

これらの争点をめぐって、鑑定人が重視する観点は、次の裁判例である。

第1は、本件に関連する前計画に関する裁判(第一審那覇地裁平成20年11月19日判決、第二審福岡高裁那覇支部平成21年10月15日判決)である。この裁判の判決は、先に見たように、事業は大幅に縮小されたものの、同じ場所で同じ事業を行うという今回の事業の評価にも役に立つ。

そして第2は、これまでの司法界における判決の論理である。公共事業に対する政策評価は、何も有識者や市民だけによって行われるべしと限定されるものではなく、多方面から行われてよい。その中には、歴史や文化の視点からの検討もあれば、経済界からの検討もあってよい。同じ様に、司法、法の正義の観点からの検討もあってよく、特に司法の場合は、三権分立の一翼を担うものとして、当該事業の当・不当を超えて、「合法と違法」を判断するものとして最高のランクに位置づけられるのである。

そこで早速、先行する第一の判例からみてみよう。

第一審 那覇地裁平成20年11月19日判決

「(2) 現時点における経済的合理性の有無

ア 沖縄市が行う本件海浜開発事業について

被告市長による平成19年12月の本件方針表明は、第Ⅰ区域については、工事の進捗状況からみて推進せざるを得ないが、土地利用計画は見直しが必要である、第Ⅱ区域は、第Ⅰ区域へのアクセス等の点についての検討は必要であるものの、計画自体の見直し(すなわち、計画の撤回)が必要であるとするものであると解されるどころ、本件埋立事業等のうち、第Ⅰ区域に係る事業について、被告市長あるいは沖縄市としてどのような見直しを行い、第Ⅰ区域に係る本件埋立計画地において、どのような土地利用を行うのか、また、その新たな土地利用計画に係る経済的合理性等についてどのように検証したのか等、何ら明らかにされておらず、本件方針表明は、具体的な土地利用計画が何ら定まらず、したがって、当然のことながら、その経済的合理性についても何ら明らかでないまま、第Ⅰ区域における埋立工事が相当程度進んでいるという事業の進捗状況を追認する形で、第Ⅰ区域に係る事業を推進しようとするものというほかない。また、本件方針表明は、第Ⅱ区域については、基本的に見直し(計画を撤回する)というものであり、現時点において、第Ⅱ区域に係る事業について、その経済的合理性を認めることはできない。

以上のような本件方針表明の内容や、本件方針表明において推進が表明された第Ⅰ区域についても、具体的な土地利用計画は何ら明らかでないことに加え、平成12年時点における本件埋立事業等の計画自体、経済的合理性を欠くものとまではいえないものの、その実現の見込み等について、疑問点も種々存することを併せ勘案すると、現時点においては、沖縄市が行う本件海浜開発事業について、経済的合理性を欠くものと解するのが相当である」。

第二審 福岡高裁那覇支部平成21年10月15日判決

「沖縄市は、本件海浜開発事業を見直し、第Ⅰ区域に係る部分の土地利用計画を平成22

年 3 月末までに策定する予定であるが、この第 I 区域のみの埋立てを前提とした新たな土地利用計画に経済合理性があるか否かについては、いまだ調査・検討に至っていない。

この点、沖縄市で検討中の上記土地利用計画は、従前の土地利用計画を前提とするものではあるが、原判決が適切に説示するとおり、従前の土地利用計画自体、経済的合理性を欠くとはいえないまでも、その実現の見込み等について疑問点も多々存在することからすると、これを前提とする上記土地利用計画に経済的合理性があると直ちに推認することはできない。また、従前の土地利用計画は、平成 12 年当時に定められたものであり、現時点まで約 9 年が経過していること、この間、その基礎となった経済的事情等に大きな変化が生じていることからすると、なお一層、上記推認を働かせることは困難といわざるを得ない。これに対し、控訴人市長は、従前の土地利用計画が平成 30 年度においても妥当性を有することの検証がされたとして、その旨の報告書を提出する。しかし、同報告書によっても、観光商業施設用地や海洋研究施設用地、栽培漁業施設用地については、具体的な進出計画等が明らかになっておらず、従前の土地利用計画が平成 30 年度においても妥当性を有することが実証されているとはいえない。

さらに、上記土地利用計画は、従前の土地利用計画と異なり第 I 区域のみを対象としたものであるから、その対象面積は約半分となる上、アクセス道路も限定されたものとなり、従前であれば発揮できたかもしれないスケールメリットさえ放棄せざるを得なくなる懸念も拭い去ることができない。

そうすると、上記土地利用計画に経済的合理性があるか否かについては、従前の土地利用計画に対して加えられた批判を踏まえて、相当程度に手堅い検証を必要とするといわざるを得ないのであり、そもそも上記土地利用計画の全容が明らかになっていない現段階においては、これに経済的合理性があると認めることはできないといわざるを得ない。

結局、第 I 区域について、沖縄市が検討中である上記土地利用計画を前提として、本件埋立免許及び承認の変更許可がされる見込みがあると判断することは、現時点では困難であるというほかない」

この第一、第二審判決の特徴は、第 I 区域と第 II 区域という全体的な計画の中で、第 II 区域についてはまったく計画がなされていず、第 I 区域についても、「計画それ自体は経済的合理性を欠くとまではいえないが、その実現の見込み」については大いに疑問があり、経済的合理性があるとはいえない、としている点で共通し、さらに第二審判決の特徴についていえば、2009 年 10 月の時点で、「従前の土地利用計画は、平成 12 (2000) 年当時に定められたものであり、現時点まで約 9 年が経過していること、この間、その基礎となった経済的事情等に大きな変化が生じていることからなお一層推認を働かせることは困難といわざるを得ない」としている点に注目すべきである。特に、後者の経済的事情の変化はあらゆる面からみて、「悪化」とみるべきことはいうまでもない。

そこで焦点は、第一審、第二審が指摘した第 I 区域の計画の根拠がしっかりしているか

どうかという点が、最も重要かつ本質的といわなければならない。そこでこれを第二の対比表でみると、本件事業には客観的に相当多くの疑問が残っているということは、誰の目から見ても明らかである。そこでこのような、いわばあいまいな事実の対立について、司法はどうアクセスすべきか、過去の判例の判断の手法についてみておきたい。

裁判例1：日光太郎杉事業認定・土地収用裁決等取消請求事件（宇都宮地判昭和44年4月9日、東京高判昭48年7月13日）

#### 事件の概要

本件は、起業者栃木県知事の申請による日光国立公園内の幹線道路の拡幅工事を目的とした土地収用法に基づく建設大臣の事業認定に対し、起業地内の土地所有者である宗教法人東照宮が、事業計画が実施されると太郎杉を含む巨杉が伐採され、日光の景観が破壊されるとして、その取消を求めたものである。

#### 裁判所の判断

原審の宇都宮地裁は本件事業認定は違法という判決を下した。

控訴審の東京高裁は、「本件事業計画をもって、……この判断にあたって、本件土地付近のもつ前記のようなかけがえのない文化的諸価値ないし環境の保全という本来最も重視すべきことがらを不当、安易に軽視し、その結果右保全の要請と自動車道路の整備拡充の必要性とをいかにして調和さすべきかについての手段、方法の探究において、当然尽くすべき考慮を尽くさず、また、この点の判断につき、オリンピックの開催に伴う自動車交通量増加の予想という、本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れ、かつ、暴風による倒木（これによる交通障害）の可能性および樹勢の衰えの可能性という、本来過大に評価すべきことでないことがらを過重に評価した点で、その裁量判断の方法ないし過程に過誤があり、これらの過誤がなく、これらの諸点につき正しい判断がなされたとすれば、控訴人建設大臣の判断は異なった結論に到達する可能性があった……その裁量判断の方法ないし過程に過誤があるものとして、違法なものと認めざるをえない」と判示した。

つまり、ここでは道路の便益よりも「文化的諸価値ないし景観の保全」といったものをはるかに重視した。

本件でいえば、「海」をめぐる極めて良好な生態系の環境について、大きな価値を与えるべしという示唆を与える。

裁判例2：都市計画道路区域内建築不許可処分取消請求事件（静岡地判平成15年11月27日、東京高判平成17年10月20日、最（3小）判平成20年3月11日）

#### 事件の概要

静岡県伊東市内の都市計画道路を拡幅するため、知事が都市計画法21条1項に基づいて行った都市計画変更決定は違法であるとして、変更区域内に建築を予定していた住民が、建築申請に対する不許可処分の取消を求めたものである。

裁判所の判断（控訴審：東京高判平成17年10月20日）

「結果的に現実に人口減少傾向が見られるゾーンほど可能収容人口の残容量が多くなり、それに対応して将来予測される交通量も増加するという予測手法の構造自体合理性を欠くものといわざるを得ないし、また、交通量予測の基本となる伊東市の平成22年における総人口の予測について、過大に設定されてしまっているという問題があり、合理性に疑いのあるものといわざるを得ない」。

この判決は便益の根拠となる「交通量」の予測について、「合理性を欠く」としたものであり、本件ではあらゆる「便益」の基礎となる入域観光客数等の予測について、その合理性があるかどうか、厳密に算定しなければならないということを強調しておくべきであろう。

裁判例3：圏央道あきる野IC事業認定・収用裁決取消請求事件（東京地判平成16年4月22日、東京高判平成18年2月23日）

#### 事件の概要

東京には首都高速道路中央環状線（中央環状）、東京外郭環状道路（外環道）、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）という、大きく3本の環状道路が計画されている（「三環状」と呼ばれる）。圏央道はこのうち一番外側の高速道路（一般国道の自動車専用道路）である。神奈川県横浜市から同厚木市、東京都八王子市、埼玉県川越市、茨城県つくば市、千葉県成田市を經由して同木更津市まで、東京都心部から半径約40～60kmの位置を環状に結び、横浜市で首都高速道路湾岸線に、木更津市で東関東自動車道館山線に接続する。総延長は約300km、工事費用は総額3兆円といわれている。

これはもともと1976年の国土庁の「第3次首都圏基本計画」に盛り込まれた事業計画であり、その上位計画は「三全総」であった。計画はその後「第4次首都圏基本計画」に引き継がれ、上位計画も「四全総」に移行した。東京都分の青梅市今井5丁目から八王子市南浅川町の国道20号線までは1989年3月に、国道20号線から神奈川県境までは1997年2月に都市計画決定されている。

圏央道の建設に対しては、東京都西郊の高尾山の自然破壊につながるとして1986年から反対運動が起こされ、工事差し止めを求める民事訴訟や事業認定・収用裁決取消請求訴訟（行政訴訟）などいくつかの裁判が起こされている。これはそのうち、国と日本道路公団が受けた土地収用法による建設大臣の事業認定および任意買収に応じなかった権利者に対して東京都収用委員会が行った収用裁決の取り消しを求めた事件である。

裁判所の判断（第一審：東京地判平成16年4月22日）

「事業認定庁の裁量に基づく判断は、比較考量を行うに当たって当然に考慮すべき要素（現行の法体系の下で社会に普遍的に受け入れられている諸価値）を考慮した上で行われるべきものであって、その判断が、事業認定庁に与えられた裁量の趣旨からして本来考慮すべきでない要素を過大に重視し、また、本来考慮すべき要素を不当に軽視し、その結果

が判断を左右したものと認められる場合には、その判断過程には社会通念上看過することができない過誤欠落があるというべきであり、同判断はとりもなおさず裁量判断の方法ないしその過程に誤りがあるものとして違法となる」。

この判決は、「合法・違法」を判断するに際して考慮すべき様々なファクターについて、何よりも「現行の法体系の下で社会に普遍的に受け入れられる諸価値」を重視すべきことを述べたものであり、本件でいえば、いわば良好な環境とレジャー施設を比較考量して、国民はそのどちらを取るか、という選択をせよとせまるものである。

## 総括

これらの観点からみると、今回の事業にはいくつかの欠陥が認められる。

一つは便益の点である。この事業は主たる収入源が「観光」となっている。しかし、まず観光客数が鑑定の通り水増しになっている。特に国内に限って言えば、先に見たように今後は急激な少子・高齢化の人口減に見舞われて観光客も減少する。

また内容的にみても、観光客はこの事業のようないわば箱モノのイベントよりも、自然そのものを欲している。沖縄はその意味では世界でも有数の自然に恵まれた環境にあり、この観点からいえば、この事業は今後の観光のあり方から見て逆行とでもいうべき事態である。

二つめは費用の点である。これはこれまで検討してきたように、これまでのような無限大の資金投入は認められず、日本の財政状況から見て、費用対効果は全体として「1」以上でなければならない。しかしこの事業は国と自治体合わせても、国と自治体を別々に計算しても到底割に合わないものといえよう。この計算の中で、特に注目すべきは、これら工事費のほかに、さらに今後の維持保全の費用が相当程度かかるということが予想されるのに、これが必ずしもきちんと計算がなされていないということである。さらに言えば、この計算には工事による環境破壊が考慮されていない。この損失は不可逆的なもので、便益をはるかに上回る。

最後に、沖縄市それ自体の問題として沖縄市の財政状態について触れておきたい。

周知のように、日本の財政悪化は国だけでなく自治体にも影響している。夕張市問題にみられるように財政の悪化はいつか自治体の破産に結びつく。その債権がどれほど困難であるか夕張市のその後の経過を見れば明らかであろう。政府もこれを見て、いくつか改善の処置を取っているがその一つが財政の改革であり、将来の自治体財政を見るうえで最も重要な指標が実質公債費比率であり、本件事業にこれを当てはめると、京都府立大学公共政策学部川瀬光義教授の「東部海浜開発事業への意見書」のように、きわめて危険性が高い。こうなると沖縄市は実質上あらゆる支出が制限され、ひいては一切の収入・支出がすべて政府のコントロールに置かれるという夕張市並みになるかもしれない。沖縄市民にとって、この事業よりももっと重要なものとして介護・医療、あるいは雇用の維持そして教



育などがあるが、これらがすべて放棄されるといった事態も起こりうるのである。このような事態は、先に見た費用便益比がマイナスになるという個別事業の当否をさらに上回る損失をもたらすと考えなければならない。

本件に関する鑑定意見を集約すると次のようになる。

- 1 裁判所は本件開発を審理するにあたって政府及び沖縄県が定めた政策評価の基準を違法性判断の基準とすべきである。
- 2 評価基準には必要性、効率性、有効性など様々あるが、中でも有用なものは費用対便益比である。この費用対便益比の算定にあたって、最も大きな争点になるのが「観光客数等の需要予測とそれを基礎にした生産誘発額等の予測」であるが、これは多分に被告側が過剰な予測を行っていると思われる。
- 3 このような場合裁判所は、この被告側の過剰予測について、その合理的根拠を質さなければならない。これに被告が応え得ない場合は、本件に関する前2回の判決その他の判決に照らして、いわゆる行政側の「自由裁量権」を逸脱するものとして違法とされなければならないのである。

なお、鑑定人は本件鑑定を行うにあたって本件事業地はもとより、周辺のスポーツ施設などを観察した。泡瀬干潟は過去さまざまに問題となり、最終的に漁業などへの影響を調べるために「開門」を命じられた諫早湾あるいは事業が海に与える影響は極めて大きいとして事業の中止が決定された千葉県三番瀬と比べて、それに匹敵するかあるいはそれを凌駕する豊かな干潟となっていることは疑いがない。この点については原告側が詳細に主張しているが、これらはすべて真実である。本件事業が遂行されればこの豊饒な海は永遠に戻ってこないであろう。一方で、それではなんのために事業を行うかという、端的にそれはスポーツ施設の建設である、しかしこれも原告らの主張の通り、それらの施設は周辺に十分に存在している。またこれらの施設が建設されたとしても被告主張のように観光客が増えるとはとても想像できない。要するにこの事業はなんのために行われるのかほとんど理解できないのである。このような曖昧な事業に多額の税金が投入され、それにより海が壊され、さらに自治体財政がひっ迫し市民の福祉や医療など命と健康にかかわる政策が空洞化していく可能性を思うと慄然とした。裁判所は勇気をもってこのような事業を中止させるべきであり、それは沖縄だけでなく、現在社会の様々な分野で不安や絶望、あるいは理不尽を覚えている国民に対して希望を与える、と信じる。

## 行政機関が行う政策の評価に関する法律

B  
甲第 86 号証

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 政策評価に関する基本方針(第五条)
- 第三章 行政機関が行う政策評価(第六条—第十一条)
- 第四章 総務省が行う政策の評価(第十二条—第十八条)
- 第五章 雑則(第十九条—第二十二条)

## 附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府(次号に掲げる機関を除く。)
- 二 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関(国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。)並びに警察庁
- 三 各省(総務省にあっては、次号に掲げる機関を除く。)
- 四 公害等調整委員会

2 この法律において「政策」とは、行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう。

## (政策評価の在り方)

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果(当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。)を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 前項の規定に基づく評価(以下「政策評価」という。)は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

- 一 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。
- 二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

## (政策評価の結果の取扱い)

第四条 政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。

## 第二章 政策評価に関する基本方針

第五条 政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 政策評価の実施に関する基本的な方針
- 二 政策評価の観点に関する基本的な事項
- 三 政策効果の把握に関する基本的な事項
- 四 事前評価(政策を決定する前に行う政策評価をいう。以下同じ。)の実施に関する基本的な事項

五 事後評価(政策を決定した後に行う政策評価をいう。以下同じ。)の実施に関する基本的な事項

六 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項

七 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

八 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項

九 その他政策評価の実施に関する重要事項

3 基本方針においては、前項に掲げる事項のほか、第二十条から第二十二条までの規定に基づき実施し、又は実施しようとしている措置その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項を定めるものとする。

4 総務大臣は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### 第三章 行政機関が行う政策評価

#### (基本計画)

第六条 行政機関の長(行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。)は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 政策評価の実施に関する方針

三 政策評価の観点に関する事項

四 政策効果の把握に関する事項

五 事前評価の実施に関する事項

六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

七 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

八 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

九 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

十 政策評価の実施体制に関する事項

十一 その他政策評価の実施に関し必要な事項

3 行政機関の長は、前項第六号の政策としては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとする。

4 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (事後評価の実施計画)

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内において政令で定める期間を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に五年以上十年以内において政令で定める期間を加えた期間が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

- 三 前二号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策
- 3 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

(事後評価の実施)

第八条 行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

(事前評価の実施)

第九条 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

一 当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。

二 事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること。

(評価書の作成等)

第十条 行政機関の長は、政策評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

一 政策評価の対象とした政策

二 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

三 政策評価の観点

四 政策効果の把握の手法及びその結果

五 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

六 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

七 政策評価の結果

2 行政機関の長は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない。

(政策への反映状況の通知及び公表)

第十一条 行政機関の長は、少なくとも毎年一回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

#### 第四章 総務省が行う政策の評価

(総務省が行う政策の評価)

第十二条 総務省は、二以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うものとする。

2 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。

3 前二項の規定による評価は、その対象とする政策について、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他政策の特性に応じて必要な観点から、行うものとする。

(総務省が行う政策の評価に関する計画)

第十三条 総務大臣は、毎年度、当該年度以降の三年間についての前条第一項及び第二項の規定による評価に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する基本的な方針

二 計画期間内において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策

三 当該年度において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策

四 その他前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する重要事項

3 総務大臣は、第一項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十四条 総務省は、前条第一項の計画に基づき、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を実施しなければならない。

(資料の提出の要求及び調査等)

第十五条 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を行うため必要な範囲において、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は行政機関の業務について実地に調査することができる。

2 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価に関連して、次に掲げる業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

一 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の業務

法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。)の業務

特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人(その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。)の業務

四 国の委任又は補助に係る業務

3 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の目的を達成するために必要な最小限度において、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務(行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限り、前項第四号に掲げる業務に該当するものを除く。)について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

4 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。  
(評価書の作成等)

第十六条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価を行ったときは、第十条第一項各号に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これに必要な意見を付して関係する行政機関の長に送付するとともに、当該評価書及びその要旨並びに当該意見の内容を公表しなければならない。  
(勧告等)

第十七条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価の結果必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

3 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価の結果を政策に反映させるため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該評価の結果の政策への反映について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

(評価及び監視との連携の確保)

第十八条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価に際し、これと総務省設置法第四条第十八号の規定による評価及び監視との連携を確保するように努めなければならない。

## 第五章 雑則

(国会への報告)

第十九条 政府は、毎年、政策評価及び第十二条第一項又は第二項の規定による評価(以下「政策評価等」という。)の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

(政策評価等の方法に関する調査研究の推進等)

第二十条 政府は、政策効果の把握の手法その他政策評価等の方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、政策評価等に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために

必要な研修その他の措置を講じなければならない。

(政策評価等に関する情報の活用)

第二十一条 総務大臣は、政策評価等の効率的かつ円滑な実施に資するよう、行政機関相互間における政策評価等の実施に必要な情報の活用の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(所在に関する情報の提供)

第二十二条 総務大臣は、政策評価の結果その他の政策評価等に関する情報を入手しようとする者の利便を図るため、その所在に関する情報の提供に関し必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(事後評価の実施計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行後第七条第一項の規定により国家公安委員会、金融庁長官又は警察庁長官が最初に定める実施計画についての同項の規定の適用については、同項中「一年ごとに」とあるのは、「一年未満で、国家公安委員会、金融庁長官又は警察庁長官の定める期間を計画期間として」とする。

(事後評価の実施に関する経過措置)

第四条 第七条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に決定された政策であって、同号イ又はロに規定する期間がこの法律の施行の日以後に経過したものについても、適用する。

(総務省設置法の一部改正)

第五条 総務省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中「以下これらの評価及び監視を」を「次号において」に改める。

第六条第一項中「、第十七号」を削り、同条第二項中「行政評価等」を「第四条第十八号の規定による評価又は監視(以下この条において「評価又は監視」という。)」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「行政評価等」を「評価又は監視」に改め、同条第八項中「第四条第十八号の規定による」を削る。

---

「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」([概要](#)・[全文](#))へ

## 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令

平成13年9月27日政令第323号

平成14年3月20日政令第49号

平成19年4月4日政令第157号

平成20年8月27日政令第259号

最終改正 平成22年5月28日政令第143号

内閣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第五条第四項の審議会等で政令で定めるもの）

第一条 行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

（法第七条第二項第二号の政令で定める期間）

第二条 法第七条第二項第二号イの政令で定める期間は、五年とする。

2 法第七条第二項第二号ロの政令で定める期間は、五年とする。

（法第九条の政令で定める政策）

第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長（法第二条第一項第二号に掲げる機関にあつては内閣総理大臣、同項第四号に掲げる機関にあつては総務大臣）が共同で発する命令で定めるものを除く。

- 一 個々の研究開発（人文科学のみに係るものを除く。次号において同じ。）であつて十億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策
- 二 個々の研究開発であつて十億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策
- 三 道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業（施設の維持又は修繕に係る事業を除く。次号において単に「個々の公共的な建設の事業」という。）であつて十億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策
- 四 個々の公共的な建設の事業であつて十億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策
- 五 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力（条約その他の国際約束に

基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われるものに限る。）であって当該資金供与の額が十億円以上となることが見込まれるもの及び有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第二号イの規定に基づき外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る。）であって当該資金供与の額が百五十億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

六 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更（提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。）をすることを目的とする政策

七 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策

イ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第三条第一項に規定する法人税関係特別措置

ロ 地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）第七百五十七条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの（法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに限る。）

八 前号に掲げるもののほか、国税又は地方税について、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置（法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに限る。）が講ぜられることを目的とする政策

## 附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部の施行の日（平成十三年九月二十八日）から施行する。
- 2 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。第二百二十三条第一項第三号中「独立行政法人通則法」の下に「及び行政機関が行う政策の評



価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定」を加える。

（政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部改正）

3 政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表政策評価分科会の項に次の一号を加える。

三 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理すること。

附 則（平成一四年三月二〇日政令第四九号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年四月四日政令第一五七号）

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年八月二七日政令第二五九号）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二二年五月二八日政令第一四三号）

この政令は、公布の日から施行する。

## 内閣府本府政策評価基本計画

平成 23 年 4 月 1 日  
内閣総理大臣決定  
平成 23 年 12 月 7 日  
一 部 改 正  
平成 24 年 3 月 21 日  
一 部 改 正

本基本計画は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。)第 6 条の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえ、政策評価の実施に関する方針、実施体制等について定めるものである。

平成 13 年 1 月の中央省庁等改革により導入された政策評価制度は、政策の効果等に関し、科学的な知見を活用しつつ合理的な手法により測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものである。

内閣府本府においても、制度の趣旨を踏まえ、以下の目的を念頭に置きながら、評価法、基本方針及び本基本計画で定める要領により政策評価を実施することとする。

- ① 国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底する。
- ② 国民本位の効率的で質の高い行政を実現する。
- ③ 国民的視点に立った成果重視の行政の実現を図る。
- ④ 内閣府本府における政策相互の適切な連携・融合を一層推進する。

なお、本計画における「政策」とは、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案する行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するもの」(評価法第 2 条第 2 項)であり、以下で定義される「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」すべてを指すものである。

「政策(狭義)」: 特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。

「施策」: 上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策(狭義)」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。

「事務事業」: 上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

## 1 計画期間

平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間とする。

## 2 政策評価の実施に関する方針

内閣府は、「内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること」に加え、「男女共同参画社会の形成の促進」、「消費生活及び市民活動に関係する施策を中心とした国民生活の安定及び向上」、「沖縄の振興及び開発」、「北方領土問題の解決の促進」、「災害からの国民の保護」、「政府の施策の実施を支援するための基盤の整備」、「経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保」及び「内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行」等の任務を担っている。

内閣府本府としては、これらの任務を達成するために行う内閣府本府の事務のうち政策評価の対象とされている内閣府設置法第 4 条第 3 項各号に規定する事務（ただし評価法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する機関の行う事務に関するものを除く）全般について政策評価を実施する。なお、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けるために行う内閣府設置法第 4 条第 1 項及び第 2 項に定める事務（以下「内閣補助事務」という。）については、そもそも政策評価制度が内閣の統轄機能を補完するものであり、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる行政機関において行うものであることから、評価法において政策評価の対象とされていないところであるが、引き続き事務の効率化に取り組む。

政策評価に当たっては、政策の特性等に応じて、基本方針に定める「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」の三つの方式のうち、適切な方式を用いるものとする。

## 3 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、以下の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択し、総合的に評価する。また、国民の目から見て分かりやすい評価内容とすべき旨留意する。

### ①必要性

政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかを明らかにする。

### ②効率性

政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにする。

### ③有効性

得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得

られると見込まれる政策効果との関係を明らかにする。

④公平性

行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているか明らかにする。

⑤優先性

他の観点を踏まえて当該政策が他の政策よりも優先すべきかを明らかにする。

⑥関係部局間の連携

当該政策について、関係部局間における十分な連携が図られた上で実施されたものを明らかにする。

⑦他の評価スキームとの連携

「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）等の他の評価スキームとも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することにより、それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

⑧政策評価の政策への反映

当該政策を実施するに当たり、過去に実施した政策評価で判明した課題への対応が十分図られているかを明らかにする。

#### 4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、定量的な評価手法の開発を進め、できる限り具体的な指標・数値による定量的な評価手法を用いるよう努める。定量的な評価手法の適用が困難である場合又は客観性の確保に結び付かない場合等においては、定性的な評価手法を適用するものとして、その際にも客観的な情報・データや事実に基づくものとする。

加えて、国民の目から見て分かりやすい評価内容とするため、国民生活への具体的な影響を可能な限り明らかにするよう努める。

#### 5 政策評価の実施体制に関する事項

##### (1) 実施体制

政策評価に当たっては、大臣官房政策評価審議官（以下「政策評価審議官」という。）の総括整理の下、大臣官房政策評価広報課（以下「政策評価広報課」という。）、各部局の総務課等（以下「政策評価担当課等」という。）、個別の政策を所管する課等（以下「政策所管課等」という。）及び調整部局（予算、法令、組織・定員、税制、その他政策の企画立案に関する府全体の調整を担当する部局をいう。以下同じ。）が、相互に連携を図りながら、以下のような役割分担により行うものとする。なお、政策評価広報課、政策評価担当課等は、必要に応じ、それぞれ、内閣府本府の政策の横断的評価、部局内の政策で複数の政策所管課等にまたがる政策の評価を行うものとする。

① 政策評価審議官の役割

内閣府本府における政策評価の総括整理

② 政策評価広報課の役割

ア 基本計画、事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)の策定等政策評価に関する基本的事項の企画及び立案

イ 政策評価の結果等を記載した評価書及びその要旨(以下「評価書等」という。)の案の審査、取りまとめ。

③ 政策評価担当課等の役割

ア 部局内における政策評価の取りまとめ(評価対象となる政策(狭義)が部局間をまたがる場合には、相互に連携を図り、評価を取りまとめ)

イ 評価書等の案の審査

ウ ア及びイに掲げるもののほか政策評価の総括

④ 所管する政策に関する政策所管課等の役割

ア 政策評価の実施

イ 評価書等の案の作成

⑤ 調整部局の役割

必要に応じて政策評価広報課と相互に連携・協力

(2) その他

① 政策評価担当課等及び政策評価広報課は、評価の客観性、評価手法の適正性、評価内容の妥当性、国民に分かりやすいものとなっているか、内閣府本府における政策相互の整合性・連携がとれているかなどの観点から審査する。その過程で、必要に応じ、政策評価担当課等は政策所管課等に対し、政策評価広報課は、政策評価担当課等及び政策所管課等に対し説明を求め、意見を述べるができるものとする。

② 内閣府本府内にて「内閣府本府政策評価委員会」を開催し、内閣府本府の政策評価に関する重要事項について審議する。

6 事前評価の実施に関する事項

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての的確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から行うものとする。

(1) 評価方式

事業評価方式を基本とする。

(2) 評価対象

評価法第9条及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」(平成13年政

令第143号)第3条に該当する政策を対象とする。

(3) 規制影響分析(RIA)

規制の新設等による影響の評価(以下「規制影響分析(RIA)」という。)を行う場合は、その方式及び対象について、上記(1)にかかわらず、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン(平成19年8月24日 政策評価各府省連絡会議了承)」等を踏まえ、調整部局、政策評価担当課等及び政策所管課等と協議の上、政策評価広報課が決定する。

(4) 租税特別措置等(注)の評価

租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、上記(1)にかかわらず、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成22年5月28日 政策評価各府省連絡会議了承。以下「租税特別措置等に係るガイドライン」という。)等を踏まえ、調整部局特に企画調整課、政策評価担当課等及び政策所管課等と協議の上、政策評価広報課が決定する。

(注)「租税特別措置等」とは、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等をいう。以下同じ。

(5) 実施の要領

事前評価(規制影響分析(RIA)及び租税特別措置等の評価を含む。以下同じ。)の対象となる政策については、調整部局、政策評価担当課等及び政策所管課等と協議の上、政策評価広報課が決定する。政策所管課等は、予算要求、規則・制度の新設、租税特別措置等の新設・拡充又は延長の要望の前に、「5 政策評価の実施体制に関する事項」で定めた実施体制の下、評価を行う。

## 7 事後評価の実施に関する事項

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

内閣府においては、主要な行政目的に係る政策全般を事後評価の対象とする。

(1) 評価方式

総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。

(2) 評価対象

① 総合評価方式

実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策(狭義)等を対象に実施する。

② 実績評価方式

内閣府本府の主要な行政目的に係る政策(狭義)及び成果重視事業を対象とする。

③ 事業評価方式

事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるものを対象とする。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。

#### ④ 租税特別措置等に係る政策の事後評価

法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努めるものとし、租税特別措置等に係るガイドラインに基づき実施する。

計画期間内に評価の対象とする政策は別表に掲げる政策とする。ただし、所掌事務の追加等の理由により新たに評価が必要になった政策や時々の社会情勢に応じ評価が必要と考えられる政策などについては、別表にかかわらず評価を行うものとする。評価対象となる政策の評価方法については、実施計画で定めるものとする。

#### (3) 実施の要領

政策評価広報課は、毎年度、評価法第7条に規定する、当該年度における事後評価の対象としようとする政策、評価方式等を記載した実施計画を作成する。政策所管課等は、この実施計画に基づき、「5 政策評価の実施体制に関する事項」で定めた実施体制の下、評価を行う。

### 8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するために、政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図る。各政策所管課等は、その所掌する政策の特性に応じ、①学識経験を有する者からの個別の意見聴取、②学識経験を有する者により構成される研究会等の開催、③外部研究機関等の活用、④既存の審議会等の活用等を行うものとする。

政策評価審議官は、政策評価の質の向上を図るために、学識経験を有する者から成る懇談会を開催し、意見を聴取するものとする。

### 9 政策評価の結果の政策への反映、活用に関する事項

政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業(予算要求(機構・定員要求を含む。)、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等)及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と「国丸ごと仕分け」(行政事業レビュー)等の他の評価スキームの結果が、双方向に活用されるように努める。

政策評価の結果の政策への反映に関する具体的な役割分担は以下に定めるものとする。

① 政策評価担当課等及び政策所管課等は、政策の企画立案に当たって政策評価の結果を適切に反映する。調整部局は、予算要求等の審査や「国丸ごと仕分け」(行政事業レ

ビュー)等に際し、政策評価の結果を重要な情報として活用する。

② 政策評価広報課は、政策評価の結果の反映、活用について、政策評価担当課等、当該所管課等及び調整部局に対し必要に応じ意見を述べる。

③ 政策評価担当課等及び政策所管課等は、当該政策への反映状況を政策評価広報課へ報告する。政策評価広報課は、報告を受け、政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめる。

また、内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に関係する政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。

## 10 政策評価に関する情報の公表に関する事項

政策評価広報課は、決定された基本計画・実施計画、取りまとめた評価書等・反映状況について、速やかに公表するものとする。公表に当たっては、インターネットのホームページへの掲載、窓口での配付及び報道機関への配布等国民にとって容易に入手できる方法でかつ分かりやすい形でこれを行うものとする。また政策評価担当課等及び政策所管課等は、外部からの検証を可能とするため、政策評価を行う過程において使用した資料を適切に保存するものとする。

また、学識経験を有する者から成る懇談会については、議事要旨、議事録、会議資料を公表するとともに、会議は原則公開するものとし、一般傍聴を可能とすることとする。

## 11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

### (1) 評価方法の改善について

内閣府本府の所掌事務については、政策評価手法の開発等への一定の努力をおこなってきたところではあるが、未だなお政策評価手法が十分に確立していない分野が多いことから、今後、政策評価広報課を中心に、評価手法等の調査研究を進めるとともに、政策評価を担当する人材の養成のための研修、その他必要な方策を講じることにより、政策評価手法等の改善を図っていくものとする。また、政策評価手法等について国民から寄せられた意見・要望についても、その改善に積極的に活用するものとする。

### (2) 外部からの意見・要望の受付について

政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付けるものとする。

### (3) 本基本計画の改定

本基本計画は、計画期間内であっても、社会情勢の変化等必要に応じ改定を行う。



(別表) 内閣府本府政策評価体系(事後評価の対象となる政策)

政策	施策	部局名
1. 適正な公文書管理の実施	①公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	大臣官房公文書管理課
2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	①重要施策に関する広報	大臣官房政府広報室
	②世論の調査	
3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	①化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理	遺棄化学兵器処理担当室
4. 経済財政政策の推進	①政府調達に係る苦情処理についての周知・広報	政策統括官(経済財政運営担当)
	②対日直接投資の推進	
	③緊急雇用対策の実施	
	④道州制特区の推進	政策統括官(経済社会システム担当)
	⑤民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)	
	⑥市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善	
	⑦競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む)	
	⑧「新しい公共」に関する施策の推進	
	⑨「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備	
	⑩市民活動の促進	
	⑪国内の経済動向の分析	政策統括官(経済財政分析担当)
⑫国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析		
⑬海外の経済動向の分析		
5. 地域活性化の推進	①中心市街地活性化基本計画の認定	地域活性化推進室
	②構造改革特区計画の認定	
	③地域再生計画の認定	
	④地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定	
	⑤地域再生支援利子補給金の支給	
	⑥特定地域再生計画の推進	
	⑦環境未来都市の推進	
	⑧総合特区の推進	
	⑨都市安全確保計画の策定の促進	
6. 地域主権改革の推進	①地域主権改革に関する施策の推進	地域主権戦略室・地域自主戦略交付金業務室
7. 科学技術政策の推進	①原子力研究開発利用の推進(原子力政策大綱)	原子力委員会

8. 宇宙開発利用に関する施策の推進	①実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用	宇宙政策予算等準備室
9. 防災政策の推進	①防災に関する普及・啓発 ②国際防災協力の推進 ③災害復旧・復興に関する施策の推進 ④防災行政の総合的推進（防災基本計画） ⑤地震対策等の推進	政策統括官（防災担当）
10. 沖縄政策の推進	①沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進 ②沖縄振興計画の推進に関する調査 ③沖縄における社会資本等の整備 ④沖縄の特殊事情に伴う特別対策 ⑤沖縄の戦後処理対策	政策統括官（沖縄政策担当）  沖縄振興局
11. 共生社会実現のための施策の推進	①子ども・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン） ②青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画） ③子ども・子育て支援の総合的推進（子ども・子育てビジョン） ④子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等 ⑤食育の総合的推進（食育推進基本計画） ⑥食育に関する広報啓発、調査研究等 ⑦高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱） ⑧高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等 ⑨バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等 ⑩障害者施策の総合的推進（障害者基本計画） ⑪障害者施策に関する広報啓発、調査研究等 ⑫交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画） ⑬交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等 ⑭犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画） ⑮犯罪被害者等施策に関する調査研究・連携推進等 ⑯自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱） ⑰自殺対策に関する広報啓発、調査研究等	政策統括官（共生社会政策担当）

12. 栄典事務の適切な遂行	⑩青年国際交流の推進 ①栄典事務の適切な遂行	賞勲局
13. 男女共同参画社会の形成の促進	①男女共同参画に関する普及・啓発 ②男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携 ③国際交流・国際協力の促進 ④女性に対する暴力の根絶に向けた取組 ⑤女性の参画の拡大に向けた取組 ⑥仕事と生活の調和の推進 ⑦震災における男女共同参画の観点の視点からの対応マニュアル作成・周知 ⑧東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業	男女共同参画局
14. 食品の安全性の確保	①食品健康影響評価技術研究の推進 ②食品安全の確保に必要な総合的施策の推進	食品安全委員会事務局
15. 公益法人制度改革等の推進	①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保 ②特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整	公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局
16. 経済社会総合研究の推進	①経済社会活動の総合的研究 ②国民経済計算 ③人材育成、能力開発	経済社会総合研究所
17. 迎賓施設の適切な運営	①迎賓施設の適切な運営	迎賓館、大臣官房企画調整課国際室
18. 北方領土問題の解決の促進	①北方領土問題解決促進のための施策の推進	北方対策本部
19. 国際平和協力業務等の推進	①国際平和協力業務等の推進	国際平和協力本部事務局
20. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	①政府・社会等に対する提言等 ②各国アカデミーとの交流等の国際的な活動 ③科学の役割についての普及・啓発 ④科学者間ネットワークの構築	日本学術会議事務局
21. 官民人材交流センターの適切な運営	①民間人材登用等の推進	官民人材交流センター